

令和3年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 12 月 24 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳
○ 13番 松永 勝也	㊦ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂
○ 19番 伊藤 薫		
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 山口 康明
○ 瀬川 和男	○ 坂本 康弘	○ 渡口 学
○ 紙本 政信	○ 北川 廣海	○ 瀬川 伸清
		○ 増山 新太郎
		○ 鈴立 企一
		○ 前田 清人
		○ 志水 悦男
		○ 松本 覚二
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 野 中 孝	2 番 瀬 川 靖 典	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりました。今年最後となります12月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。欠席の届出ですが、推進委員5番濱崎稔委員、同じく7番の末永勇委員、同じく9番百枝純治委員の3名から遅刻の届出がっております。農業委員14番の高田委員からは遅刻の届出がっております。

それでは、会長の挨拶に入りまして総会に移りたいと思います。

会長

皆様、お疲れ様です。今年も残すところあと1週間となり、すぐお正月がやってきます。早いもので、私が会長に就任して9カ月が経過しましたが、不慣れでですね、議事進行でご迷惑をおかけしていますが、皆様のご協力が無事総会が開催されていることに対し、深く感謝申し上げます、今後とものご協力をまずお願いしておきたいと思います。

さて、年の当初に長崎県農業会議の重点活動についておつなぎしておりましたけども、9カ月間の成果及び実績について、後ほど事務局より報告するようにしておりますので、達成されているもの、まだ達成できていないものもありますけども、達成されていないものについては、引き続き取り組みの強化をお願いしなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

5項目については、再確認の意味で話しますが、まず1点目に農地の集積、目標74haうち農地中間管理機構分が30ha、2点目が荒廃農地の解消で1haうち再生農地0.3ha、3点目が適正な非農地処理、これにつきましては目標が15ha、4点目は農業者年金新規加入が今年は2名目標にしております。最後になりますけども全国農業新聞購読が122名うち委員の購読が37名というのを定めております。後ほど事務局より現在の数値について報告がありますのでよろしく願いいたします。

次にお話するのは、先月の農業委員会の研修の中で、農業会議からも話がありました、現在規制委員会等を通じて新たな農地利用最適化で農業委員会に求められていることとしてですね、重要なんですけども、委員一人ひとりの活動記録による、目に見える活動、見える化の徹底と言われております。どういうことかと言いますと、活動記録の基礎を徹底するということで、これまで利用していた、毎月提出していた活動記録簿がありますけれども、農業委員会総会への出席、利用状況調査の実施、集落座談会の参加等こういったものは、外部、外から見ても見えている活動として認定されていますけども、おそらくこの記録簿によってそういう報告はされておりますけども、今協議されていることは、こういった活動に加えて農業委員さんが外から見たら、何をやっているのか分からないという風なことが言われておまして、見えていない活動が非常にたくさんある。そういったものをこれまで記録しなかった活動を日誌できちんと報告をする。そういったことを徹底するということが協議をされております。それで、農業委員会計画の方でですね、こういった活動を規制委員会の中では年間180日をきちんと記帳してそういった活動を目に見えるような形で活動記録簿を出すようにという風な協議がされておりますけども、一業務として農業委員の活動をやっている訳でもなくて、180日とか日数制限をされ

たとしても色々と問題があつて、農業会議としては、そういうことをやるとなると今後農業委員の成り手が無いということですね、反対もしているようですけども、実際こういった記録を残してきちんと農業委員の活動を示していく。言われていることは、実は簡単なことです。実際、皆さんが日常生活の中でやっているようなこと、毎日365日やっていること。農業をやっている人はですね。誰でもやっているようなことを記帳しなさいって言っているんですよ。それが、私は事務的に慣れていない農家で、そういうことを子供の夏休みの日記帳じゃありませんけど、そういうのをきちんと記帳していきなさいって言うようなことが言われています。これまで記録しなかった活動を、地域の農地の見守り、耕作意欲の確認、農地パトロール、自分の田んぼに行く間に途中に運転しながら農地を見るのも一つの活動としなさい。今までは時間をきちんと区切って書きなさいということでしたけども、今このやり方で180日は、10分での活動でも1日として計算して180日と。ですが、180日という日数は撤廃されたようです。ですけども、近所の農家への声掛け、農地の相談会、細かく言えば、歩いていてAさんに会い、来年から自分の田んぼを貸したいと頼まれた。こういうことですね。内容は簡単なんですよね。農業者年金の加入でBさん宅を訪問した際、Bさんの父が年金受給しているが農地を誰かに任せたいということだったので、認定農業者に貸し付けることを勧めた。朝田んぼに行く途中で所有者の耕作の意向を確認した。みかん畑で収穫されていない畑を見つけた。遊休農地の防止の発生とか。こういった小さい細かな活動は、実は皆さん毎日やっているようなことを日誌に付けなさいということです。ただこれは、決定は1月国会が終わってから2月くらいまでの間に決まっていくかとは思いますが、そうしたことをやりなさいと言われて、今協議がされておりますけども実際、全国ではこの活動記録簿の他に独自で市で日誌を記帳している自治体があります。内容そのものは簡単ですけども記帳していくということ自体が難しい。もう一度3月頃に協議することになるかと思えます。

最後になりますが、農業委員会だよりの新年号が出来ております。編集委員の皆さん、大変ご苦労様でした。お礼を申し上げたいと思います。以上で会長挨拶を終わります。

では、早速議事に入っていきたいと思えます。

議長 議事録署名人の指名を行います。1番野中委員、2番瀬川委員にお願いします。

続きまして、各種報告です。事務局の説明をお願いします。

事務局

皆様こんにちは。それでは各種報告をさせていただきます。

議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。令和3年11月29日に志佐町里免[]に在住の[]氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買で、対象地は志佐町田ノ平免字勢子[]から[]までの計4筆、地目はすべて田で、4,586㎡です。こちらにつきましてあっせん委員の決定をお願いします。

議長

はい。それでは、あっせん委員の指名を行いたいと思います。推進委員8番の鈴立委員と本日は欠席ですが、同じく9番の百枝委員の2名にお願いしたいと思います。

事務局

報告を続けます。

農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約について、ご説明いたします。資料は1ページから3ページにかけて、全部で22件ございます。件数が多いため、貸人、借人等の詳細は割愛させていただきます。

1ページ1件目の貸人、XXXXXXXXXX氏と2件目の県振興公社の分につきましては、借人都合による解約です。3件目は、あっせん事業に伴った解約です。4件目、貸人、XXXXXXXXXX氏の分は、借人の死亡によるものです。5件目、貸人XXXXXXXXXX氏の分は借人の都合によるものです。6件目から8件目は貸人の都合によるものです。続きまして2ページです。9件目貸人、XXXXXXXXXX氏の分は、借人の健康上の都合による解約です。次の10件目と11件目の貸人、XXXXXXXXXX氏の分は、借人の経営規模縮小によるものです。12件目貸人、XXXXXXXXXX氏の分は、水源不足ということでの解約です。次の13、14件目の貸人、XXXXXXXXXX氏の分は農地法3条関係で解約となったものです。次の15件目の貸人、XXXXXXXXXX氏から続く3ページの貸人、XXXXXXXXXX氏から最後の22件目貸人、XXXXXXXXXX氏までの8件は、葉たばこ廃作によるものでございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。1件目です。被相続人、XXXXXXXXXX氏、相続人は、XXXXXXXXXX氏です。農地の所在は志佐町栢木免字高尾ノ本XXXXXXXXXXから栢木免字山浦XXXXXXXXXXまでの5筆で地目はすべて田で、合計面積4,274㎡です。被相続人、XXXXXXXXXX氏は、令和3年10月12日に死亡されており、令和3年11月24日に相続登記が完了したということで、相続人から令和3年12月2日に届出がされたもので、同日で受け付けております。

2件目です。被相続人、XXXXXXXXXX氏及びXXXXXXXXXX氏、相続人はXXXXXXXXXX氏です。農地の所在は、御厨町西田免字西田ノ辻XXXXXXXXXXから西田免字御宝山XXXXXXXXXXまでの田1筆、畑6筆の計7筆、合計面積7,961㎡です。被相続人XXXXXXXXXX氏は昭和27年4月29日、XXXXXXXXXX氏の死亡により相続し、XXXXXXXXXX氏が令和3年2月3日に死亡されたことにより、XXXXXXXXXX氏が相続となりました。令和3年10月20日に相続登記が全て完了したということで相続人から12月10日に届出がされたもので、同日で受け付けております。

事務局

次に提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第3条	経営規模拡大	4	2,980㎡	10,622㎡	13,602㎡

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第5条	駐車場用地	2	934㎡	195㎡	1,129㎡
	一般個人住宅	1		377㎡	377㎡
	資材置場兼駐車場用地	1	1,582㎡		1,582㎡
	計	4	2,516㎡	572㎡	3,088㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	14	31,254 m ²	12,208 m ²	43,462 m ²
賃借権	11	28,592 m ²	8,482 m ²	37,074 m ²
使用貸借	3	2,662 m ²	3,726 m ²	6,388 m ²
計	14	31,254 m ²	12,208 m ²	43,462 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	1,479 m ²		1,479 m ²
農業振興地域整備計画の変更について	1		3,847 m ²	3,847 m ²
計	2	1,479 m ²	3,847 m ²	5,326 m ²

承認関係

内 容	筆数	面		積	
		田	畑	計	
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	農地パトロール	816	144,926 m ²	197,737 m ²	342,663 m ²
	その他	2	450 m ²	1,331 m ²	1,781 m ²

議 長 以上で事務局からの報告が終わりました。皆さんの方からの質問等を受付たいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。

委 員 (なし)

議 長 はい。ないようですので、報告事項は了承したいと思います。
続きまして、議事に移ります。

議事に移る前に、開会挨拶の中で話し忘れたことがございますので、すみません、少しお時間いただきます。農用地利用最適化交付金で、今農業委員会に求められていることということでお話をしましたけれども、現在、新しい委員さんについては分からないかもしれませんが、4月に国からの交付金1,400万程度を委員さんに、多い方で100万円を超す。松浦市はだいたい一人平均して50万円くらいの交付金をいただいております。この事業は長崎県でも全ての市がやっている訳ではなくて、平戸市とか佐世保市は実施しておりません。松浦市は実施しているということで1,400万円。その1,400万円の理解と言いますか、そういうことで細かく記帳しなさいということが言われておりますので、交付金をいただいている市町村については、まだこの報告だけで足りるかなということなんです、交付金をい

ただいている市町村は小さい報告が求められているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

それでは、議案は6ページ。議案第80号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第80号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。私の方からは事件番号1番、2番、4番について説明させていただきます。

事件番号1番です。譲渡人は、御厨町横久保免[]、[]氏譲受人は御厨町相坂免[]、[]氏です。申請地は、御厨町相坂免字柿ノ木田[]、畑、396㎡で、譲受人の所有をされている農地と隣接している状況です。申請事由は、経営規模拡大のため、贈与によって所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が12,849㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間200日となっておりますので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

事件番号2です。譲渡人は、星鹿町下田免[]、[]氏、譲受人は星鹿町下田免[]、[]氏です。申請地は、星鹿町下田免字前田[]、田、839㎡ほか2筆で、合計面積が2,468㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、双方の合意に基づき売買を行い、所有権の移転をするというものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が5,579㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号4です。譲渡人は、星鹿町下田免[]、[]氏、譲受人は星鹿町下田免[]、[]氏です。申請地は、星鹿町岳崎免字血田[]、田、512㎡の1筆です。申請事由は、経営規模拡大のため、双方の合意に基づき売買によって所有権の移転を行うというものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が30,171.7㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

それでは、事件番号3番について説明いたします。譲渡人は、福岡県宮若市磯光[]、[]氏、譲受人は、鷹島町原免[]、[]氏となっております。譲渡人は、現在福岡県の宮若市に在住のため、耕作できない状況でございます。また、譲受人においては、経営規模を拡大したいとの理由による双方合意による所有権移転の申請でございます。申請地は、鷹島町原免字宇土[]、地目畑、面積1,513㎡から同所江良[]、地目畑、1,346㎡までの計5筆、地目はいずれも畑、合計面積は10,226㎡となっております。譲受人の世帯の経営状況は、繁殖雌牛を53頭飼養し、水稻31a、WCS32a、牧草667a、農業従事者2名、年間農業従事日数は、250日となっ

ております。以上の状況により、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たすと考えております。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局の説明では、事件番号1、2、3、4ともに問題ないということですが、それぞれ地元委員の意見を伺いたいと思います。事件番号1番、松本堅一委員お願ひします。

農業委員 6番の松本です。■■■■さんの地区は川向こうで、■■■■さんは川の手前で私の隣なんですけど、前から■■■■さんの畑があって、■■■■さんの畑がすぐ脇にあったんですけど、親父さんの代から■■■■さんに口約束ですけど、譲ると約束があったそうで、お互い立ち会って、昔そうだったとよとお互い合意の上で贈与をしています。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、増山委員お願ひします。

推進委員 6番増山です。譲渡人の■■■■さんは、息子さんが跡継ぎでいらっしゃるんですけど、工務店をやっておられて、■■■■さん曰く、息子がお百姓をしないと言われてまして、関係する■■■■さんと、■■■■さんの場合は隣地を耕作するじゃないんですけども、受けてもいいよということで承諾されていると聞いております。両人とも、■■■■さんは認定農業者ですので、ハウスの栽培もやっておられますので何ら問題ないと思います。■■■■さんにしても農協退職後、農業に力を入れておられますので、譲受人としては適当だと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。事件番号2番と4番終わりましたけども、続きまして事件番号3番について地元委員のご意見を伺います。北川委員お願ひします。

推進委員 16番北川です。先ほどの合意解約の中でもありましたように、5筆のうち3筆については廃作をされた方の農地でございまして、今回、もともと耕作していたあとの2筆と併せて、■■■■さんから購入をしていただけないかということで、話があったものです。これにつきましては、先ほど言いましたように担い手の経営状況が大変良いものですから、これでご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。事件番号1、2、3、4番ともに、地元委員からは問題ないというご意見でございますけども、皆さんから何かご意見ご質問等ございませぬか。

委 員 (なし)

議 長

ないようですので、議案第80号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については申請どおり許可したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第81号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1です。申し訳ございませんが、最初に、議案の修正を1点お願いいたします。農地区分を2としておりますが、3へ修正をお願いいたします。では、位置図など関係資料を44～46ページに掲載しておりますので適宜ご覧ください。

それでは、事件番号1番。譲受人は今福町東免■■■■■、■■■■■氏、譲渡人は京都市伏見区新中町■■■■■、■■■■■氏です。土地の所在地は、今福町東免字潟■■■■■、畑、195㎡で、西九州自動車道今福インターから650mの所にあります。農地区分は、鉄道の駅から300m以内にある農地であることから第3種農地に区分がなされております。申請地から約110mの所に松浦鉄道の今福駅がありますので、第3種農地という区分になります。申請の内容は、譲受人の現在の駐車場が自宅横にあり、軽自動車を1台しか駐車できず、自宅用と来客用の駐車場を確保するために駐車場用地として利用するもので、贈与により所有権の移転を行います。土地利用計画については46ページの配置図のとおりで、現状のまま利用し、碎石舗装をしまして、普通車4台、軽自動車1台の合計5台分の駐車区画を整備するものです。排水は雨水排水のみで自然流下であります。周辺に畑がありますが、境界がブロック塀で仕切られておりますので周辺の営農に影響はないものと考えております。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

続きまして、事件番号2です。位置図など関係資料を47～50ページに掲載しております。譲受人は今福町浦免■■■■■、■■■■■氏、譲渡人は兵庫県明石市小久保一丁目■■■■■、■■■■■氏です。土地の所在地は、今福町東免字潟■■■■■、畑、377㎡で、西九州自動車道今福インターから、およそ550mの所にあります。農地区分は、都市計画用途地域にある農地であることから第3種農地です。申請の内容は、一般個人住宅を建築するもので、売買により所有権の移転を行います。土地利用計画については49ページの配置図のとおりで、現状のまま利用して木造2階建の住宅を建築するというものです。排水は、雨水は水路放流、污水及び生活雑排水は浄化槽処理後に水路へ放流するという排水計画です。なお、近隣には隣接をする農地はありません。最後に、住宅ローンの申込書により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

事件番号3です。位置図など関係資料を51～53ページに掲載しており

ます。譲受人は志佐町笛吹免[REDACTED]、社会福祉法人[REDACTED]理事長、[REDACTED]氏、譲渡人は志佐町笛吹免[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、志佐町笛吹免字笛吹[REDACTED]、田、493㎡ほか2筆の合計934㎡で、対象地の実測面積は736.97㎡となっております。農地区分は、支所を含む市役所から300m以内にある農地であることから第3種農地に区分がなされます。本案件では松浦市上志佐出張所から約70mの所に申請地がありますので、第3種農地に区分をしております。申請の内容は、譲受人は、保育所の運営をしております、保育所職員の駐車場用地とするもので、売買により所有権の移転を行います。土地利用計画については53ページの配置図を添付しております。20cm程度の切土・盛土を行い、18台分の駐車区画を整備する計画です。排水は雨水排水のみで水路放流です。申請地に田が隣接しておりますが、所有者からの同意は得ているということです。また、田の方が申請地より一段高くなっておりますので、営農に関しては、影響ないものと考えております。最後に、通帳の写しによりまして、資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

最後に、事件番号4です。位置図など関係資料を54～56ページに掲載しております。譲受人は志佐町里免[REDACTED]、[REDACTED]株式会社代表取締役、[REDACTED]氏、譲渡人は志佐町庄野免[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、志佐町庄野免字ハイ田[REDACTED]、田、727㎡ほか1筆で、合計面積が1,582㎡でございまして松浦市役所から南西に約750mの所にあります。農地区分は、都市計画用途地域にある農地であることから第3種農地です。申請の内容は、譲受人の事業拡大に伴いまして資材置場や駐車場が不足しているということで、資材置場兼駐車場として利用するもので、売買により所有権の移転を行います。土地利用計画については56ページの配置図のとおりで、現状のまま利用して資材置場として砕石200㎡、ブロック100㎡、駐車場として5台分の駐車区画を確保するものです。空いているスペースですが、資材の積み下ろし場としてのスペースを確保したいほか、車両の切り替えし場が必要ということでこのような配置計画になっているということでございました。排水ですが、雨水排水のみで自然流下、県道と申請地の間に深い排水路が走っておりますので、そちらにも一部排水がなされるということでありました。なお、近隣には田がありますが、所有者の同意を得ているということです。この田は長年耕作されていないようですが、仮に田として復旧する場合には用水を確保することが可能ということです。転用に関しての周辺の営農には影響ないものと考えています。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。引き続き現地確認に行かれた委員のご意見を伺いたいと思います。大石委員お願いします。

農業委員 11番大石です。12月20日、現地確認を行いました。駐車場用地に転用するというのですが、何ら問題ないと思います。

議長 それでは、事件番号1番について、地元委員の武部委員お願いします。

農業委員 7番の武部です。先ほど事務局から説明がありましたが、私なりに意見を述べたいと思います。譲渡人は京都に住んでおられまして、遠隔地で土地を管理できないということで、近隣の住人である■■■■さんに話があって、現状の駐車場では不足しているということで、転用の届出をされたようです。農地は公道に接していて、駐車場として造成工事を友達に手伝ってもらい、重機をもって造成を行い、5台の駐車を計画されているということです。また、雨水排水については自然流下となっております。このような状態で、農地法第5条の申請について、問題ないんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、事件番号2番です。これも私なりに話をしますが、本件の土地の利用目的は新築の一般住宅の建設で、農地は市道に接し、周囲には既設の排水路等があり、農地区分は第3種農地ですね。雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は浄化槽で処理するようになっていきます。そのような状況で、本件の農地法第5条転用申請、事件1、2ともにですね、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。後先になりましたけども、現地確認に行かれた委員さん、事件番号2について、すみません、よろしくお願ひいたします。

農業委員 12番の久保です。事件番号2番につきましては、12月20日に事務局、地元委員さんと現地確認を行いました。先ほども言われましたように、一般住宅を建てられるようですけども、排水計画は問題ないように思われましたし、周辺に農地がありませんので、何ら問題ないと思われました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして3番について、現地確認に行かれた大石委員よろしくお願ひいたします。

農業委員 農業委員11番の大石です。駐車場用地を確保したいとのことでの農地転用なんですけど、雨水だけの排水なので何の問題もないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地元委員崎村委員お願ひいたします。

農業委員 農業委員10番の崎村です。20日の現地確認についてお話しします。近隣の農地の方にお話しを伺いました。快諾で、いいことをしてくださるという

ことでした。また、先ほどもありましたように十分に計画をされており、何の問題もないと思いました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、事件番号4番について、現地確認された委員のご意見を伺います。

農業委員 農業委員12番の久保です。事件番号4番について、12月20日に現地確認を行いました。資材置場兼駐車場を造成されるということでした。近くの農地に対しても排水計画も問題ないということで、隣接している田んぼがあるんですが、現在は耕作をされていませんけども、先ほど事務局より説明がありましたように、もし耕作をされるようになっても用排水には問題はないかと思われました。以上です。ご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、地元委員の柿山委員にお願いします。

農業委員 農業委員17番の柿山です。12月20日に現地の立ち会いを行いました。転用の目的は先ほどから説明がありましたとおり、資材置場、駐車場用地として利用するという事です。同意もされておられますし、排水も雨水のみで、大きい排水の側溝もありますので、何ら問題はないと思われました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事件番号1番、2番、3番、4番ともに現地確認委員、地元委員それぞれ問題ないということですが、他の委員さんから何かご質問等ございませんか。

農業委員 ちょっといいですか。事件番号の2番の議案資料の図面の書き方ですね、これ分かりにくいところが出てくるんですよね。NORTHがばらばらなんですよね。配置図はだいたいNORTHが南西方向に向いてるんですよね。だから、位置図とかと併せて作られたらいいんですけど、これは縮図が大きいもんだから、なかなか変えられないということで、こういう風な図面になっていると思いますが、これは縮小等はできるんですよね、恐らくね。だから方向を合わせることは可能なんですよ。どうにかできないかなと思ひました。業者にね、きちんとご指導いただければと思ひて質問しました。（武部委員）

事務局 図面自体は各業者が作るようになっているんですが、当事務局の方で方位を統一して資料が作成できるようであれば、今、A3サイズになっていますけれどもA4に縮小して方位を合わせて添付をするという形を取りたいと思ひますが、どうしても字が小さくなって見づらくなってしまったりすることがありますので、そういった時には見やすさを優先して作りたいと思ひますので、ケースバイケースで対応させていただきたいと思ひます。

農業委員 事件番号2番だけを言っているんですが、他のは統一されているんですよ。図面を大きくするというのは分かるんですが、やっぱりそういう風にしてもらいたいなと思っているんですよ。どこに出してもいいように、そういう状況にしてもらいたいと思ってですね。これはできるんですよ。100分の1にしたって、200分の1にしたって。そういうことで、していただければと思います。（武部委員）

議長 はい。そういうことでご意見がございましたけども、事務局が申しましたようにケースバイケースで対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。できるだけ委員の皆さんに分かりやすい資料となるように努力したいと思います。

他にございませんか。

委員 (なし)

議長 他にご意見がないようですので、議案第81号については問題ないというご意見でございますので、許可相当の意見を付して進達するものといたします。

続きまして、議案は10ページ、議案第82号に移ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案82号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和3年12月27日としております。11ページから12ページにかけて、賃貸借権の再設定分と新規分を、12ページが使用貸借の再設定分と新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。それぞれ担当地区の委員さんのご確認をお願いしたいと思います。

何かご質問等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、議案第82号については、集積計画のとおり決定することといたします。

続きまして、17ページ、議案第83号です。こちらは委員関係分です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、松本堅一委員はご退席をお願いします。

～ 委員退席 ～

議 長 それでは、議案第 8 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 8 3 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものがございます。公告予定日を令和 3 年 1 2 月 2 7 日としております。1 8 ページに貸借権再設定分を示してございます。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員関係分 1 件でございます。何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、議案第 8 3 号については、集積計画のとおり決定することといたします。

～ 委員着席 ～

議 長 続きまして、議案第 8 4 号に移ります。農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は 2 1 ページをご覧ください。議案第 8 4 号農用地利用配分計画 (案) についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものがございます。議案は 2 2 ページです。1 件ございまして、A to A で公社が貸付ける分です。配分計画書と 2 3 ページに農業経営の状況等を添付しております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員はご確認をお願いします。何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等なく、問題がないということですので、許可相当の意見を付して提出することといたします。

議案は 2 7 ページです。議案第 8 5 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第85号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市農林課から農業委員会へ意見が求められておりますので、意見書を提出するものです。

事件番号1です。資料を57ページに付けております。黄色の部分が現在の農用地を示しております。申請地に赤い色の農地が2筆ありますが、こちらにつきましては令和元年に農用地に編入をされたものでございますので、色が違っております。それでは、内容です。変更の区分は、農用地区域からの除外です。所在地は、志佐町庄野免字鹿之爪■■■■、畑、3,847㎡で、登記名義人は志佐町浦免■■■■、■■■■氏ですが亡くなっておりますので、現管理人は同住所地の■■■■氏です。転用者は志佐町里免■■■■、株式会社■■■■代表取締役、■■■■氏です。除外の理由は、工事現場の増加により資材置場を確保する必要から資材置場として利用するというものです。変更となる対象地は令和3年10月の総会において既に山林として非農地の判断がされております。また、対象地の南側に畑があり造園用の庭木が植えてありますが、今回の対象地の方が周辺よりも一段低い場所にありますので、仮に除外したとしても周辺の営農に影響はないと思われまいます。従いまして、農用地区域からの除外につきましてはやむを得ないものと判断いたします。以上、ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、議案第85号につきまして、農用地区域からの除外ということでございます。今年の10月にこの土地につきましては、総会の中で非農地として認めておりますので、むしろ外さない方がおかしいといえますか、外すのが妥当かと考えておりますが、皆様のご意見をお伺いいたします。何かご意見等ございませんか。

委員

(なし)

議長

ご意見等ないようですので、議案第85号につきましては、除外が妥当であるという意見を提出したいと思います。

次に、議案第86号に移ります。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。非常に件数が多くなっておりまして、昨年と今年の2年分出しております。今回出している分は昨年の農地パトロールで確認した分、それから今年パトロールした分です、全員で見て回って、そして農地から外した方がいいのではないかとということで、全員で確認し出した分ですから、確か問題はないと思っておりますけれども、皆さんそれぞれ担当地区の確認をお願いしたいと思います。すみません、事務局の説明の前に私が話をしてしまいましたけれども、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

只今、会長からも説明がありましたとおり、令和2年度、令和3年度と農地パトロールを行いまして、現況が山林、原野化して再生困難な土地と判断

した農地の中で、所有者又は管理者が判明しているものについては事前通知書を送付しまして内容を確認していただいております。その結果、農地パトロールの結果のとおり、非農地として問題ないと回答があった土地を議案として掲載をしております。そのほか、事前通知書に期限までに回答がなかった場合も非農地と決定しますよという内容を記載しておりました。そういうことで、何も回答がなかった土地に関しましても非農地ということで議案として掲載をしています。また、所有者又は管理者が不明なものについては事前通知書を送付せず議案としております。左端の番号で言いますと、1番から559番までが松浦市内在住の方、560番から681番までが市外在住の方、682番から最後の816番までが所有者又は管理者が不明なものとして区分をして掲載をしています。全部で816筆で342, 663㎡というところがございます。今回は、農地パトロールの結果ということで、特段スライド等での説明は準備しておりませんので、以上皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それぞれご確認をいただきますが、事務局から説明があったとおり、所有者がはっきりしている分については確認を取っておりますし、地番間違いがない限りは間違いがないというふうに思っておりますけれども、そういうご確認をお願いいたします。

農業委員 これまで何万筆も農地から除外された農地がありますよね。データであるんですよね。除外されただけで登記は別ですよ。そのままですよ。
(武部委員)

事務局 農地法でいう農地としては、農地としてきちんと登録がございますし、非農地とした分についても全て管理されておりますので、その辺りは大丈夫です。

農業委員 あまりにも筆が多いから、間違いがないようにと思って。(武部委員)

事務局 基本的には間違いがないように事前に所有者に確認を取ってというところで処理をしております。

議長 特に問題はございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 では、事件番号2に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第86号の事件番号2の説明をいたします。
こちらは個別に申し出があっている分でございます。スライドを用意しておりますので併せてご覧ください。

申出人は調川町平尾免[REDACTED]、[REDACTED]氏で、土地の所在地は調川町平尾免字櫛の川[REDACTED]、畑、1,331㎡、[REDACTED]、田、450㎡の2筆です。申し出によれば、5年以上前から耕作しておらず原野化しているとのことでした。現地を確認したところ、申請地は耕作されている農地に囲まれている所でした。近くでよく見たところ、セイタカアワダチ草など生えておりましたが、草刈を行って耕起すれば簡単に農地に復元できる状態であり、山林・原野化して農地への復旧は困難であるとは言えない状態でありました。従いまして、この本申出の可否については現地調査を踏まえ「不可」が妥当であると考えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 地元委員のご意見を伺います。高田委員をお願いします。

農業委員 14番の高田です。今月の21日に現地の方を確認させていただきました。今説明がありましたとおり、雑木などは生えておらず、真横に木は1本生えてはいるんですが、畑側とかには影響するようなものではなくて、セイタカアワダチ草とかは生えていて、まだ畑には復旧できるかなということで、非農地としては認めることにはならないのではないかなというふうに見てまいりました。ご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。復元は可能ではないかという意見でございましたけども、どなたかご意見がございましたら伺います。

農業委員 昔から非農地証明とかですね、出しておられるのは昔からあるのですが、だいたい12年経過したらそれを出しなさい、というあれがあったんですよ。ご存じでしょう。結局はそれを基準に乗ったかどうかと思うんですけど。（武部委員）

議 長 ありがとうございます。確かに年数はですね、ここ4、5年というふうに書いてありますし、復元は十分に可能だということで判断をいたしますので、これにつきましては事務局の説明どおり「否」ということでよろしいでしょうか。

委 員 (はい)

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第86号につきましては、事件番号1番につきましては非農地通知を交付し、事件番号2番については「否」ということで処理をしたいと思っております。ありがとうございます。付議事項につきましては、以上で終了しました。

この後10程度休憩を取りまして、3時10分に再開をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

～ 休憩 ～

議長 再開いたします。6番協議事項に移ります。事務局から協議事項2つほどありますので、説明をお願いします。

事務局

- ・「令和3年度農業者年金新規加入者推進について」
- ・「松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部改正について」
- ・「申請書や請求書への押印の省略について」
- ・「農業委員会だより23号について」
- ・「全国農業新聞の購読者について」
- ・「農業委員会活動における重点目標に対する取り組みについて」

議長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。これもちまして、12月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、1月27日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 38 分